（仮称）橘地域認定こども園整備事業者選定支援業務委託プロポーザル実施要領

１　目的

本実施要領は、(仮称）橘地域認定こども園整備事業者選定支援業務委託の受注者を選定するに当たり、本業務の内容を十分に理解し、高い技術力や豊富な経験を有する優れたコンストラクション・マネジメント事業者を選定するため必要な事項を定める。

２　業務概要

令和４年（2022 年）12 月に策定した「(仮称）橘地域認定こども園整備基本計画」(以下「基本計画」とする。）に基づき、認定こども園整備を通じて質の高い教育・保育を提供する安全・安心で使いやすい施設を、令和８年（2026 年）４月開所を目途に整備することを基本とし、「小田原市気候変動対策推進計画」や「小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針」を踏まえ、ZEB Oriented 化相当以上の施設とすることや、小田原産木材を活用し、脱炭素化に寄与することも施設整備の基本方針に掲げた。

発注方式については、小田原産木材確保のための早期発注、施工者の技術力やノウハウ等を設計段階に活用しやすいなどメリットが多い「設計施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式)」を採用することとした。

このため、事業者の選定に際しては、設計施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）に対応した要求水準書の作成や小田原産木材の調達状況の把握などに加え、施設を ZEB Oriented 化相当以上とする仕様の検討も必要となる。また、小田原市内業者を可能な限り活用することも併せて求められており、高度な技術力や知見が求められることから、整備事業者の選定にかかる支援業務をコンストラクション・マネジメント（CM）事業者に業務委託するものである。

(1)事業名称	（仮称）橘地域認定こども園整備事業者選定支援業務委託（以下「本業務」という。）
(2)業務内容	（仮称）橘地域認定こども園整備事業者選定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
(3)契約期間	契約締結日から令和６年（2024 年）３月 31 日まで
(4)上 限 額	20,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
(5)支払条件	業務完了確認後の一括払い

３　参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は参加表明書提出日から契約締結日までの全期間において、次の全ての要件を満たしているものとする。

(1) 小田原市契約規則（昭和 39 年小田原市規則第 22 号）第５条に規定する者であること。

(2)　小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(4) 手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市、神奈川県又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）から指名停止処分を受けている期間中でないこと。

(5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと

(6) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(7) 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）に定める内容に抵触しないこと。

(8) 小田原市競争入札参加資格者名簿の「建築設計」に登録されていること。なお、登録されていない場合は、参加表明書の提出期限までに「かながわ電子入札共同システム／資格申請システム」において申請を行うこと。（該当業務に係る営業種目において、優先交渉権者を選定する期日までに登録が完了すること。）

4　応募者の条件

応募者は、次に揚げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 応募者の形態は、単体企業とする。

(2) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャーは、次の実績を有するものとする。

平成 25 年（2013 年）度以降に国又は地方公共団体、独立行政法人が発注し、受注かつ履行したコンストラクション・マネジメント業務のうち、基本設計段階からのデザイン・ビルド方式による発注者支援業務及び同業務における要求水準書の作成業務を完了した実績があること。ただし、契約書の写しが提出できること。

(3) 日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ）が 10 名以上所属しており、技術者として配置できること。

(4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士 10 名以上の事務所であること。

5　配置条件

本業務の実施に当たり、次の実施体制を満たすこと。

(1) 管理技術者の配置

技術的管理を行う者として、管理技術者１名を配置すること。管理技術者は日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ）（以下「CCMJ」とする。）資格を有していること。また、一級建築士資格を有している

ことが望ましい。

(2) 主任技術者の配置

CCMJ 資格を有する主任技術者を１名配置すること。

(3) その他担当者の配置

必要に応じて、管理技術者及び主任技術者以外の担当者を配置すること。

６　参加等に対する制限

本業務の受託者及びその関連企業及び協力事務所は、今後予定される（仮称）橘地域認定こども園整備事業者選定プロポ―ザルの受託先となることはできない。

７　事業スケジュール（想定）

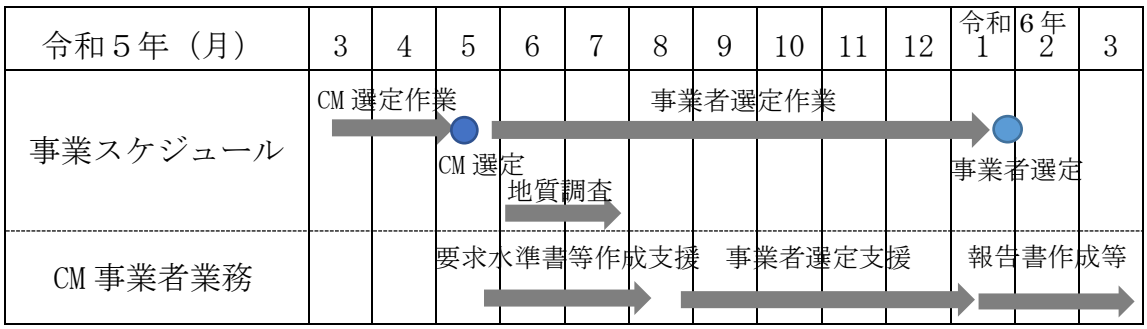

８　選定スケジュール

公募から優先交渉権者の選定までのスケジュールは以下のとおりです。

内　容	日　時
第１回審査委員会	令和５年（2023 年）３月　２日（木）　非公開
実施要領の公表	令和５年（2023 年）３月　６日（月）
質問書の提出期間	令和５年（2023 年）３月　６日（月） 令和５年（2023 年）３月 10 日（金）　午後３時まで
質問書に対する回答 （ホームページ掲載）	令和５年（2023 年）３月 13 日（月）
参加表明書の提出期間	令和５年（2023 年）３月 14 日（火） 令和５年（2023 年）３月 20 日（月）　午後３時まで
参加資格審査の通知	令和５年（2023 年）３月 23 日（木）
企画提案書・見積書等の提出期間	令和５年（2023 年）３月 24 日（金） 令和５年（2023 年）４月 10 日（月）　午後３時まで
第２回審査委員会 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和５年（2023 年）４月 19 日（水） 予備日４月 21 日（金）　非公開
第２次審査の結果通知	令和５年（2003 年）４月 26 日（水）予定
契約の締結	令和５年（2023 年）５月上旬

９　質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式７）を提出すること。

(1) 受付期間

令和５年（2023 年）３月　６日（月）から令和５年（2023 年）３月 10 日（金）午後３時まで

(2) 提出方法

電子メールで事務局（実施要領に記載の電子メールアドレス）あて送信し、電話で受信の確認をすること。電子メールの件名は「プロポーザル質問書〈事業者名〉」とすること。

(3) 提出先

小田原市子ども青少年部 保育課 保育施設係

TEL：0465-33-1642　e-mail：ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

(4) 回答

質問及びその回答の内容は、令和５年（2023 年）３月 13 日（月）までに本市ホームページで公表する。

10　参加表明書等の提出に係る手続

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、「参加表明書（様式１）」、「事業者概要（様式２）」、「参加表明者（企業）の実績（様式３）」、「予定管理技術者の経歴（様式４）」、「予定管理技術者の実績（様式５）」を提出すること。

書　類	備　考
参加表明書 【様式１】	・代表者印を押印すること。 ・実施要領の「３参加資格要件」を満たすこと。
事業者概要 【様式２】	・欄内に示しきれない場合は、別紙での提出も認める。
参加表明者（企業）の実績 【様式３】 予定管理技術者の実績 【様式５】	・業務実績に係る契約書（鑑）の写しを添付すること。 ・木造・ZEB の実績がある場合はそれを優先させること。 ・木造は、構造材が木造であること。 ・ZEB については、ZEB Ready、Nearly ZEB、ZEB Oriented、ZEB 等の水準は問わないが、整備した実績が確認できる資料を添付すること。 ・複合施設内などに整備した実績については、その施設概要が確認できる資料を添付すること。
予定管理技術者の経歴 【様式４】	・資格証の写し等を添付すること。
その他	・会社概要等のパンフレット

(2)参加表明書の評価項目等

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価点は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価点
	区分	判断基準	
参加表明者（企業）の実績	業務実績	【様式３】 平成 25 年（2013 年）度以降に国又は地方公共団体、独立行政法人が発注し、受注かつ履行したコンストラクション・マネジメント業務のうち、基本設計段階からのデザイン・ビルド方式による発注者支援業務及び同業務における要求水準書の作成業務を完了した実績があること。ただし、契約書の写しが提出できること。 <u>記載する業務は２件まで。</u> ①木造又は ZEB で整備した実績がある。 ② ①以外での実績がある。 ・上記以外　選定しない。	①１件 20 点 ②１件 10 点 【合計 0～40 点】
予定管理技術者の経験及び能力	技術者資格	【様式４】 以下の項目で評価する。なお、該当資格を保有していることを証明する書類を添付すること。 ①一級建築士資格を有している者 ②一級建築士資格を有していない者	①20 点 ②0 点 【合計 0～20 点】
	業務実績	【様式５】 平成 25 年（2013 年）度以降に国又は地方公共団体、独立行政法人が発注し、受注かつ履行したコンストラクション・マネジメント業務のうち、基本設計段階からのデザイン・ビルド方式による発注者支援業務及び同業務における要求水準書の作成業務を完了した実績があること。ただし、契約書の写しが提出できること。 <u>記載する業務は２件まで。</u> ①木造又は ZEB で整備した実績がある。 ② ①以外での実績がある。 ・上記以外　選定しない。	①１件 10 点 ②１件 5 点 ③選定しない 【合計 0～20 点】

(3) 提出期限　　令和５年（2023 年）３月 14 日（火）から令和５年（2023 年）３月 20 日（月）午後３時まで

(4) 提出部数　　各１部

(5) 提出先　　250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市役所子ども青少年部保育課

(6) 提出方法

Ａ４サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領に記載の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出すること。持参する場合は、各日午前９時から午後５時まで（提出期限日は午後３時まで）とする。郵送（書留郵便又はレターパック）する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにすること。

(7) 参加資格審査結果通知

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和５年（2023 年）３月 23 日（木）に参加資格の審査結果について通知する。

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから企画提案書の提出者として選定する。選定数は３者とする。

非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、書面（書式は自由）の持参又は郵送（書留郵便又はレターパック）により、説明を求めることができる。回答は書面により行う。

11　企画提案書等の提出に係る手続

参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類を持参により、保育課に提出すること。作成にあたっては、審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。

(1) 提出書類

書　類	備　考
業務実施体制（配置従事者）調書 【様式６】	・管理技術者、主任技術者、その他技術者について記入する。 ・管理技術者及び主任技術者は CCMJ 資格を有すること。 ・配置予定者の保有資格を証明する書類（資格証の写し等）を添付すること。
企画提案書 【任意様式】	・仕様書の業務内容に掲げる事項について、Ａ３サイズ横使い片面１枚に具体的な提案を行うこと。 ・曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。 ・実施方針・実施フロー・工程計画、実施体制等について企画提案書に明記すること。 ・特定テーマについて具体的かつ簡潔に記述すること。 ・文字サイズは 10 ポイント以上とすること。
参考見積書 【任意様式】	・算出根拠となる積算内訳を明記すること。仕様書の業務内容に従い、その内訳を示すこと。 ・見積額は、消費税及び地方消費税も含めて記載すること。 ・合計額は、実施要領に示す上限額を超えないこと。
その他	・保有資格等を証明する書類の写し

(2) 提出期限　令和５年（2023 年）３月 24 日（金）から令和５年（2023 年）４月 10 日（月）午後３時まで

(3) 提出部数　原本１部、写し 11 部
※原本はホチキス留めせずにクリップ等で留めること。写しは１部毎に左肩１箇所をホチキスで留めること。各ページに通し番号を振ること。

(4) 提出場所　250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市役所子ども青少年部保育課

(5) 提出方法

Ａ４サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領に記載の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出する。持参する場合は、小田原市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後５時まで（提出期限日は午後３時まで）とする。郵送（書留郵便又はレターパック）する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにすること。

なお、提出書類及びファイルには、会社名、ロゴマーク等の事業者を特定できる表現を一切記載しないこと。

12　企画提案書を特定するための基準

企画提案書の評価点及び評価項目、判断基準は、次のとおりとする。

評価項目	項目	評価配点	ウエイト
客観的評価	実績と実施体制	80 点	25%
	価格の評価	20 点	
企画提案書評価	企画提案書の評価	300 点 （50 点×６人）	75%
合計		400 点	100%

(1) 実績と実施体制、価格の評価

評価項目	評価の着眼点・判断基準	評価点
業務実施体制 （配置従事者：管理技術者、主任技術者、その他技術者）	【様式６】 １．基本実績 平成 25 年（2013 年）度以降に国又は地方公共団体、独立行政法人が発注し、受注かつ履行したコンストラクション・マネジメント業務のうち、基本設計段階からのデザイン・ビルド方式による発注者支援業務及び同業務における要求水準書の作成業務を完了した実績」（以下、「基本実績」という。）がある場合に、以下を配点する。 ①管理技術者に基本実績がある。　【20 点】 ②主任技術者に基本実績がある。　【10 点】	最大 80 点

	２．加点実績 平成 25 年（2013 年）度以降に国又は地方公共団体、独立行政法人が発注し、受注かつ履行したコンストラクション・マネジメント業務において、以下を加点する。 ①管理技術者が、１件の業務実績において、木造又は ZEB 又は就学前教育保育施設を整備した実績がある。 【１項目につき 10 点】 ②主任技術者が、１件の業務実績において、木造又は ZEB 又は就学前教育保育施設を整備した実績がある。 【１項目につき 7 点】 ③その他技術者が、１件の業務実績において、木造又は ZEB 又は就学前教育保育施設を整備した実績がある。 【１項目につき 4 点】 ※業務実施体制（配置従事者）では、<u>最大で 80 点満点とする。</u> ※業務実績の裏付けとして、発注者に提出した業務計画書等の業務体制及び配置技術者名簿等を添付できること。（確認できない場合は、配点しない。） ※１件の業務実績で、木造・ZEB・就学前保育施設に従事した場合は、それぞれに加点する。（例１：管理技術者が１つの業務で、木造・就学前教育施設に従事した場合、２項目で 20 点となる。例２：主任技術者が１つの業務で、木造・ZEB に従事した場合、２項目で 14 点となる。） ※木造は、構造材が木造であること。 ※ZEB については、ZEB Ready、Nearly ZEB、ZEB Oriented、ZEB 等の水準は問わないが、整備した実績が確認できる資料を添付すること。 ※就学前教育保育施設は、ここでは、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業とする。 ※複合施設内などに整備した実績については、その施設概要が確認できる資料を添付すること。	
価格評価	価格点は参考見積により算出する。 ・参加者のうち、価格が最も低額である者を第１位とし、価格点の満点である 20 点を付与する。 ・その他の参加者の価格は、第１位の見積金額（最低価格）と当該参加者の見積価格との比率により算出する。 価格点＝20 点×（最小価格／見積価格） ※小数点第２位を四捨五入し、少数第１位まで求める。	20 点

(2) 企画提案書の評価

評価項目	評価の着目点		評価点
	区分	判断基準	
実施方針・実施フロー・工程計画、実施体制等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合は、高く評価する。	５点
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は、高く評価する。	５点
	工程計画	業務量の把握を示す工程計画の妥当性が高い場合は、高く評価する。	５点
特定テーマに対する企画提案	・本認定こども園整備計画の全体工程から、下記の視点を踏まえ課題を抽出し、その課題に対する調整方法や解決方法等を検討するとともに、事業者選定において、どのような対応を行えば、より良い事業者を選定できるのか、考え方やポイントを記載すること。 ・的確かつ実現性が高い場合は高く評価する。 【視点】 ①小田原産木材の調達・活用について ②ZEB 化について ③使いやすく質の高い施設設計について ④事業費の算定方法について ⑤整備スケジュール（令和８年４月開所）について ⑥小田原の事業者の積極的な活用について ⑦その他の課題について		35 点

13　審査方法

(1) 審査委員会

審査は、(仮称) 橘地域認定こども園整備コンストラクション・マネジメント業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

① 審査委員会　市職員６人

② 事務局　　小田原市子ども青少年部保育課保育施設係

(2) 審査

優先交渉権者の選定は、第２回審査委員会で行う。

(3) 第２回審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）（非公開）

ア　第２回審査委員会は、令和５年（2023 年）４月 19 日（水）小田原市生涯学習センターけやき（小田原市役所庁舎隣）において、プレゼンテーション方式により実施する。具体的な場所、時間については別途通知する。予備日を４月 21 日（金）に想定している。

イ　第２回審査委員会は、参加者が１者の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、

審査を実施する。

ウ　プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、20 分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）は 20 分以内とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ　プレゼンテーションに出席できる者は３名までとする。なお、本業務を担当する管理技術者又は本業務に従事する職員が参加することが望ましい。

オ　プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは事務局で用意するが、パソコン等は持参すること。

カ　第２次審査の実施方法に変更がある場合は、詳細について別途通知する。

(4)優先交渉権者の選定

各評価点数を合計し、最高得点者を優先交渉権者とし、最高得点者の次の高得点者を次点者として選定する。最高得点者又は次点者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

(5) 結果通知

審査結果は、令和５年（2023 年）４月 26 日（水）予定に、参加表明書（様式１）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、文書でも通知する。また、本市ホームページで優先交渉権者名を公表する。

14　契約の締結

(1) 優先交渉権者との契約手続

優先交渉権者は、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、その協議が整ったときに契約を締結する。

(2) 優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合の措置

優先交渉権者との協議が整わなかった場合、優先交渉権者が「15 失格」に掲げる理由により失格となった場合、優先交渉権者が辞退した場合その他特別な理由により優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。この場合において、同様の理由により、優先交渉権者となった次点者との契約締結が不可能となった場合は、契約を締結しない。

(3) その他

小田原市契約規則に基づく契約手続の完了までは、本市と優先交渉権者（次点者を優先交渉権者とした場合を含む。）との契約関係は生じない。

15　失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないとき。

(2) 見積額が上限額を超えているとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(4) 実施要領に示した内容に適合しないとき。
(5) 本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
(6) その他不正な行為があったと認められたとき。

16 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式８】を事務局に提出すること。郵送する場合は、併せて電話連絡すること。

17 その他の留意事項

(1) 提出した書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
(2) 企画提案書等全ての提出書類は返却しない。
(3) 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に参加者に無断で使用しないものとする。
(4) 提出書類の知的財産権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
(5) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、本市と協議の上、変更できるものとする。
(6) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

18 担当課

小田原市子ども青少年部 保育課 保育施設係　担当：高瀬
〒250-8555　神奈川県小田原市荻窪300番地
TEL：0465-33-1642
e-mail：ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

【様式１】

参加表明書

令和　　年　　月　　日

小田原市長　様

事業者名
所在地
代表者役職氏名　　㊞

担当者名
所　　属
電話番号
FAX 番号
E メール

標記業務の企画提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。なお、提出する書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

参加資格要件（実施要領３に掲げる要件）・該当する方に〇を付ける	
（1）小田原市契約規則（昭和 39 年小田原市規則第 22 号）第５条に規定する者であること。	有　・　無
(2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。	有　・　無
（3）民事再生法・会社更生法の申立ての有無	有　・　無
（4）小田原市、神奈川県又は国（独立行政法人を含む。）の指名停止措置の有無	有　・　無
（5）監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分の有無	有　・　無
（6）地方税及び国税の滞納の有無	有　・　無
（7）小田原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）に定める内容に抵触の有無	有　・　無
（8）業務の受注履行実績	有　・　無
（9）小田原市競争入札参加資格の有無	有　・　無

【様式２】

事業者概要

（令和５年３月１日現在）

設 立 年 月	昭和・平成・令和　　年　　月	
資　本　金	円	
事 業 概 要		
従 業 員 数	人	
本業務に有用な資格等を有する人数	資格等名称：　　人	
	資格等名称：　　人	
	資格等名称：　　人	
担当営業所	名称： 住所：	
国際規格の取得状況		
組　織　図		

※欄内に示しきれない場合は、別紙にて提出することができる。

【様式３】

参加表明者（企業）の実績

業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関 住所 電話	
業務の概要	
業務の特徴	

※業務実績に係る契約書（鑑）の写しを添付すること。

※木造・ZEB の実績がある場合はそれを優先させること。

※木造は、構造材が木造であること。

※ZEB については、ZEB Ready、Nearly ZEB、ZEB Oriented、ZEB 等の水準は問わないが、整備した実績が確認できる資料を添付すること。

※複合施設内などに整備した実績については、その施設概要が確認できる資料を添付すること。

【様式４】

予定管理技術者の経歴

<table>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td>生年月日</td></tr>
<tr><td colspan="3">所属・職名</td></tr>
<tr><td colspan="3">保有資格
※次の資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
CCMJ　・　一級建築士</td></tr>
<tr><td colspan="3">業務経験（２件）
その業務を担当したこと及び業務内容が確認できる契約書の写し等を添付すること。</td></tr>
<tr><td>業務名</td><td>発注機関</td><td>履行期間</td></tr>
<tr><td>テクリス登録番号：</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>テクリス登録番号：</td><td></td><td></td></tr>
</table>

【様式５】

予定管理技術者の実績

業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関 住所 電話	
業務の概要	
業務の特徴	

※業務実績に係る契約書（鑑）の写しを添付すること。

※木造・ZEB の実績がある場合はそれを優先させること。

※木造は、構造材が木造であること。

※ZEB については、ZEB Ready、Nearly ZEB、ZEB Oriented、ZEB 等の水準は問わないが、整備した実績が確認できる資料を添付すること。

※複合施設内などに整備した実績については、その施設概要が確認できる資料を添付すること。

【様式６】

業務実施体制（配置従事者）調書

		管理技術者	主任技術者	その他技術者
氏　　名				
年　　齢		歳	歳	歳
所　　属				
役　　職				
実務経験年数		年	年	年
資　　格 修了学位 （本業務に有用であるもの）				
基本実績		有　・　無	有　・　無	
業務実績1	業務名			
	従事期間	年　　月～ 年　　月	年　　月～ 年　　月	年　　月～ 年　　月
	加点実績 （有れば〇）	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設
	立　場			
業務実績2	業務名			
	従事期間	年　　月～ 年　　月	年　　月～ 年　　月	年　　月～ 年　　月
	加点実績 （有れば〇）	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設
	立　場			
業務実績3	業務名			
	従事期間	年　　月～ 年　　月	年　　月～ 年　　月	年　　月～ 年　　月
	加点実績 （有れば〇）	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設	木造・ZEB・ 就学前教育保育施設
	立　場			

本業務の担当業務内容			

※　本業務を担当する従事者３名以内を記入すること。

※　平成 25 年（2013 年）度以降において該当従事者が携わった実績を記入すること。

※　実績となる従事期間は、当該実績契約期間の半分以上の期間を従事していた場合とする。

※　基本実績において、「平成 25 年（2013 年）度以降に国又は地方公共団体、独立行政法人が発注し、受注かつ履行したコンストラクション・マネジメント業務のうち、基本設計段階からのデザイン・ビルド方式による発注者支援業務及び同業務における要求水準書の作成業務を完了した実績の有無に〇を付けること。

※　業務実績１～３（加点実績）において、従事者ごとに、木造又は ZEB 又は就学前教育保育施設を整備した実績がある場合には、該当する項目すべてに〇を付けること。

※　業務実績の立場は、当該業務での役割を記入すること。

※ 業務実績に記入した業務について、契約書（鑑）の写しを添付すること。

※ 業務実績の裏付けとして、発注者に提出した業務計画書等の業務体制及び配置技術者名簿等を添付できること。

※ 配置予定者の保有資格を証明する書類（資格証の写し等）を添付すること。

【様式７】

質問書

令和　　年　　月　　日

事業者名		
担当者名		
連絡先	所　　属	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

質問内容	該当箇所

※ 該当箇所欄は、質問の対象となる書類（実施要領・仕様書など）、ページ、項目などを記入すること。

※ 記載の内容は、原則、そのまま回答と共に市ホームページに公表する。

※ 記載欄が不足する場合は、適宜、追加して記載すること。

※ 提出は電子メールによるものとし、下記アドレスに送信するとともに、電話で受信の確認をすること。

小田原市子ども青少年部 保育課 保育施設係

TEL：0465-33-1642

e-mail：ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

【様式８】

辞退届

令和　　年　　月　　日

（あて先）小田原市長

事業者名
所在地
代表者役職氏名　　㊞

担当者名
所属
TEL
FAX
E-mail

（仮称）橘地域認定こども園整備事業者選定支援業務委託プロポーザルに参加表明書を提出しましたが、辞退いたします。

辞退理由